

1 訪問型サービス(独自) サービスコード表 (令和7年4月1日～)

訪問型独自サービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 訪問型 サービス費 (独自)(11)	1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		日割の場合	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12	ロ 訪問型 サービス費 (独自)(12)		事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)		日割の場合	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	ハ 訪問型 サービス費 (独自)(13)		事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)		日割の場合	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待 防止未実施 減算	1週当たりの標準的な 回数を定める場合	週1回程度		12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算12			週2回程度		23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算13			週2回を超える程度		37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	D211	訪問型独自 業務継続計画未策定減算11	業務継続計画 未策定減算	1週当たりの標準的な 回数を定める場合	週1回程度		12単位減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自 業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自 業務継続計画未策定減算12			週2回程度		23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自 業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自 業務継続計画未策定減算13			週2回を超える程度		37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自 業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一 の建物の利用 者等にサービス を行う場合	事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算	1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ニ 初回加算		200 単位 加算			200	
A2	4003	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	(1)訪問型独自サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100 単位 加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)訪問型独自サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 単位 加算	200	
A2	6102	口腔連携強化加算	ヘ 口腔連携強化加算		※1月に1回 50 単位加算			50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等処遇改善 加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の245／1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の224／1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の182／1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			所定単位数の145／1000 加算		

※「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※訪問型独自サービス同一建物減算を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※「介護職員等処遇改善加算」の加算率を乗ずる所定単位数は、「訪問型独自サービス(基本報酬)」と該当する各種加算・減算の合計単位数

◎ 令和7年3月までのサービスコード表は「令和6年6月1日～のサービスコード表」をご覧ください。